

総務省行政相談センター

まぐみみ富山

令和8年8月27日からの大雨災害 による被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

この度の大雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するものです。

【本ガイドブックについて】

- ・ 富山行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ 最新版は、富山行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama.html>



【富山行政監視行政相談センターでの相談の受付について】

富山行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110（平日 9:00～16:45）
（受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。
URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- FAX：076-442-8646

まぐみみ富山



総務省行政相談センター

総務省富山行政監視行政相談センター

〒930-0085

富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階

電話：076-432-6338

【ご注意】

- このガイドブックに掲載している情報は、令和8年9月7日時点の情報で作成しております。県のHP等によりますと支援策については準備中のものもあるとのことなので、各機関等の支援策等については、公表され次第、随時、追加・変更してまいります。
- 災害救助法の適用が条件となっている支援策等があります。今回の大雨災害においては、富山県内では、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市が適用を受けています。
- それぞれの支援策等の中には一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援策等が適用とならない場合もあります。被災された場合に実際に支援策等が活用できるかなど、詳細については、支援策等ごとに記載しているお問い合わせ先にご確認ください。

【参考】

① 富山県及び上記4市の連絡先

県・市	所在地	代表電話番号
富山県	富山市新総曲輪1番7号	076-431-4111
高岡市	高岡市広小路7番50号	0766-20-1111
氷見市	氷見市鞍川1060番地	0766-74-8100
小矢部市	小矢部市本町1番1号	0766-67-1760
射水市	射水市新開発410番地1	0766-51-6600

② ホームページによる大雨被害に対する支援制度等の掲載状況

(富山県) 富山県内での大雨にかかる情報について

<https://www.pref.toyama.jp/bousai/ianzen/bousai/shien/080827.html>

(高岡市) 令和8年8月27日からの大雨に係る支援・対応等関連情報

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/emergency/14249.html>

(氷見市) 令和8年8月大雨に関する情報【まとめ】

<https://www.city.himi.toyama.jp/emergency/15186.html>

(内閣府) 防災情報のページ お役立ち情報（一般向け）

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_general.html

目 次

※各項目をクリックすると、ご覧になりたいページに移動します。



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行(P.1)
- 2 公営住宅への一時入居(P.1)
- 3 賃貸型応急住宅(P.2)
- 4 被災住宅の応急修理制度(P.4)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談(P.6)
- 6 災害に便乗した悪質商法に注意(P.6)
- 7 災害ごみの処分等(P.7)
- 8 生活必需品の給与・貸与(P.10)



お金のこと

- 9 見舞金等の支給(P.11)
- 10 災害援護資金の貸付(P.11)
- 11 生活福祉資金の貸付(P.11)
- 12 災害復旧資金の貸付(P.12)
- 13 住宅の建設、補修等の融資(P.13)
- 14 住宅ローンの返済(P.13)



役所の手続きのこと

- 15 国税の特別措置(P.14)
- 16 県税の特別措置(P.14)
- 17 市町村税の特別措置(P.15)
- 18 公共料金の減免措置等(P.15)
- 19 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合(P.17)
- 20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合(P.18)
- 21 運転免許証を紛失した場合(P.18)
- 22 雇用保険の特別措置等について(P.18)



民間の手続きのこと

- 23 損害保険の取扱い(P.20)
- 24 生命保険の取扱い(P.20)
- 25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合(P.21)
- 26 法律相談等の窓口(P.21)



医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診(P.22)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談(P.22)



教育のこと

- 29 学生への支援(奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給)(P.23)
- 30 教科書、学用品の給与(P.24)



事業者の方へ

- 31 中小企業者を対象とした相談窓口(P.24)
- 32 災害対応資金(P.24)
- 33 農林水産業者に対する支援(P.25)
- 34 雇用調整助成金(P.27)



その他の情報

- 35 災害ボランティアについて(P.27)
- 36 外国人向けの情報・相談窓口(P.29)



住まいや身の回りのこと

1 リ災証明書の発行

- ◆ 「リ災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「リ災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - ・ 「リ災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 市町村によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町村により「被災届出証明書」「リ災届出証明書」の名称）の発行も行っています。

市町	窓口	電話番号	備考
高岡市	資産税課	0766-20-1274	
氷見市	税務課（資産税担当）	0766-74-8045	

[目次に戻る](#)

2 公営住宅への一時入居

- ◆ 令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により、ご自宅での居住ができなくなった方への一時的な住まいとして、公営住宅が一時提供されます。
なお、避難所ではなく、応急的な仮住まいとして提供されるものです。

【富山県】

1 対象者

令和8年8月豪雨により住宅が床上浸水等の被害を受けており、引き続き住むことができず住宅に困窮している方。

対象市町村（高岡市、氷見市、小矢部市、射水市）

2 提供期間

原則として6カ月以内

3 家賃等の留意事項

- 1) 家賃 免除（家賃以外の費用（光熱費、共益費、退去修繕費等）は負担していただきます。）
- 2) 敷金 免除
- 3) 連帯保証人 不要
- 4) その他
 - ・自治会の活動（清掃など）にも参加してください。
 - ・水道、ガス、電気の契約手続きが必要です。
 - ・ペットは認められません。
 - ・エアコン、照明器具、カーテン、家具、瞬間湯沸かし器、ガスコンロ等はありません。

4 相談窓口

- 1) 場所 富山県土木部建築住宅課住宅係
（富山市新総曲輪 1-7 防災危機管理センター8 階）
- 2) 電話番号 076-444-3358
- 3) 開設時間 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

【高岡市】

対象者：災害により、住宅が床上浸水等の被害で住み続けることができず、住宅を確保することが困難と認められる方

支援内容：使用料を免除した上で提供（ただし、退去時には修繕費（清掃費等）が必要）

入居期間：原則入居日から 6 か月の間（最長 1 年間まで延長可）

【問合先】 建築政策課 電話 0766-20-1403

【氷見市】

提供可能な公営住宅等の準備が整いましたら、抽選会を行います。（時期未定）

被災者の入居については、都市計画課へご相談ください。

（入居対象者の要件は、希望状況などを考慮し、現在検討中）

[目次に戻る](#)

3 賃貸型応急住宅

【氷見市】

災害救助法が適用された場合に、災害により住宅が全壊等の被害を受け、自己の資力では居住する住宅を確保できない被災者に対して、市が民間賃貸住宅を借り上げて提供する制度です。

https://www.city.himi.toyama.jp/material/files/group/21/chirashi_chintai260901.pdf

1 対象者

当該災害時（令和 8 年 8 月 27 日時点）に氷見市に居住する方であって、自らの資力を以てしては住宅を確保することができず、下記いずれかの要件を満たす者

- ・住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者
- ・「半壊」（「中規模半壊」、「大規模半壊」を含む。）であって、住み続けることが困難な程度の傷みや、避難指示の長期化により住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
- ・二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示等を受けているなど、長期にわたり自らの住宅に居住できないと市長が認める者
- ・災害救助法に基づく住宅の応急修理制度を利用する者のうち、修理に要する期間が 1 か月を超えると見込まれる者であって、被災の程度が半壊以上であり住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない者
- ・その他、国と県の協議により、やむを得ず入居すべきと認められた者
※災害救助法に基づく「障害物の除去制度」を利用していない者に限る

対象となるかは、事前に審査が必要となります。

「り災証明書」と「被災状況が分かる写真等」持参のうえ、市の窓口へお越しください。

また、応急修理制度と併用する場合は、先に応急修理制度の申請が必要です。

2 提供期間

入居日から 2 年以内

※応急修理制度を併用する場合は、応急修理申込日から 6 か月以内
かつ応急修理が完了した時には速やかに退去

3 家賃等

被災者が民間賃貸住宅を借りる際の以下の経費を市が負担します。駐車場料金・町内会費・水道光熱費等については、入居者負担となります。

1. 家賃等

住居への入居人数に応じて、家賃は次の金額を上限とし、上限額を超える物件は、借上げできません。

- 1 名： 5.5 万円以下
- 2 名： 6.0 万円以下
- 3～4 名： 7.0 万円以下
- 5 名以上： 8.5 万円以下

※ 入居期間中に小学校入学年齢に達しない児童（未就学児）は、2人で1人として換算する。

（例）未就学児 1人→0人、未就学児 2人→1人、未就学児 3人→2人

2. 共益費・・・借上げ住宅の貸主又は仲介事業者との契約に不可欠なものに限る。

3. 退去修繕負担金・・・家賃の2か月分以内

4. 礼金・・・家賃の1か月分以内

5. 入居時負担金・・・鍵交換費用

6. 仲介手数料・・・家賃の0.55か月分以内

7. 火災保険料・・・家財等の私財含まないものを富山県で包括的に加入

※ その他、詳細については「令和8年8月27日からの大雨に伴う災害における賃貸型応急住宅の供与に係る実施要綱」をご確認ください。

※ 物件を退去する場合は、退去日の40日前までに、市に退去申出書（様式第12号）を提出してください。

4 相談窓口・問い合わせ先

都市計画課 建築住宅担当（電話番号 0766-74-8079）

[目次に戻る](#)

4 被災住宅の応急修理制度

(1) 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

◆ 災害救助法が適用された場合に、災害により「準半壊」以上の被害を受けた住家について、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展開などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行うことを目的とするものです。

（※）業者に依頼を行う場合は、自治体が業者に依頼し、費用は自治体が直接業者に支払います。

【対象者】

- ・ 令和8年8月27日からの大雨に伴う災害により被害を受けた世帯で、住家が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」に該当するもので雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者。

（※）全壊等であっても修理すれば居住することが可能であって、引き続き居住する意思がある場合には、緊急の修理の対象として、差し支えありません。

【費用の限度額】

- ・ 1 世帯当たり 56,400 円以内 ((1)又は(2)のいずれか)
 - (1)ブルーシート、ロープ、土のう等の資材の現物給付
 - (2)修理業者・団体によるブルーシート展張等の修理の提供

【期間】

- ・ 原則、令和 8 年 8 月 27 日から 9 月 5 日まで(災害発生の日から 10 日以内)
- (※)具体的な手続きにつきましては、お住まいの市にお問い合わせください。

◎氷見市

【相談窓口・申請窓口】 都市計画課 電話：0766 74-8078

【申込の受付日時・場所】

受付開始日：令和 8 年 8 月 30 日（日曜日）～

受付時間：8 時 30 分～17 時 15 分

受付場所：市役所 2 階都市計画課

<https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/toshikeikaku/6/15192.html>

(2)日常生活に必要な最小限度の部分の修理

- ◆ 災害救助法が適用された場合に、災害により「準半壊」以上の被害を受けた住家について、屋根や床、外壁、基礎、ドア、窓、トイレ、浴槽など日常生活において必要不可欠な部分の応急修理を自治体が行う(※)ことで、元の住家に引き続き居住することを目的としたものです。

※自治体が業者に依頼し、修理費用は自治体が直接業者に支払います。

【対象者】

- ・ 令和 8 年 8 月 27 日からの大雨に伴う災害により被害を受けた世帯で罹災証明書の判定が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」に該当するもので、自らの資力では応急修理をすることが出来ない者
- (※)全壊等であっても修理すれば居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることが可能になる場合があります。
- (※)応急修理の完了後は、修理を行った住家に戻っていただくこととなります。

【費用の限度額】

- ・ 「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」の場合：757,000 円以内(1 世帯当たり)
 - ・ 「準半壊」の場合：367,000 円以内(1 世帯当たり)
- ※限度額を超える部分は、自己負担になります。

【応急修理の期間】

完了期限：令和 8 年 8 月 27 日から令和 8 年 11 月 26 日

※修理を令和 8 年 11 月 26 日までに完了する必要があります。

◎高岡市

【相談窓口・申請窓口】 建築政策課 電話：0766-20-1429

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/soshiki/kenchikuseisakuka/2/1/2/reiwa8nennsuigai/14247.html>

◎氷見市

【相談窓口・申請窓口】 都市計画課 電話：0766 74-8078

<https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/toshikeikaku/6/15191.html>

[目次に戻る](#)

5 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】 03-3556-5147（平日10時～17時）

[目次に戻る](#)

6 災害に便乗した悪質商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが全国的に発生する傾向があります。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合、ご心配がある場合は、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

電話：188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。

I P 電話など、一部の電話からはつながりません。

【富山県消費生活センター】

（本所） 富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター1階

電話：076-432-9233 平日 8時30分～17時

（高岡支所） 高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階

電話：0766-25-2777 平日 8時30分～17時

【高岡市消費生活センター】 高岡市広小路7番50号 高岡市役所（市民生活課内）

電話：0766-20-1522 平日 9時～17時

【氷見市消費生活相談窓口】 氷見市鞍川1060番地 氷見市役所

電話：0766-74-8010 平日 午前9時30分～午後4時

- 災害に乗じて、「保険が使える」・「保険金請求をサポートする」などと言って火災保険・地震保険の請求を勧誘する悪質な業者とのトラブルに関する相談などを受け付けます。

▼保険金に関する災害便乗商法 相談ダイヤル

電話番号：0120-309-444

受付時間：月～金9:00～12:00、13:00～17:00

- ・「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に
トラブルに遭わないためのポイント（チラシ）



https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf

- 1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！
- 2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

[目次に戻る](#)

7 災害ごみの処分等

- ◆ 市町村では、災害初期の応急的な対応として、大雨により発生した災害ごみを指定の場所で受け入れています。

また、市町村によっては、浸水に対する消毒作業の助言・対応を行っているところがあります。

【高岡市】

・ 災害ごみの処理

少量の場合は、通常ごみと一緒にいつもの集積所へ出してください。

大量に発生した場合は、自治会単位で設けた集積場（臨時仮置場）に出してください。ただし、市で処分できないもの（事業系、産業廃棄物、大雨災害で使用できなくなったもの以外のもの）は不可。

詳細については、お問合せください。

ごみの片付けは、保険会社へ事前に承認を得てから行ってください。保険金の支払いに影響が出る場合があります。

【問合せ先】環境政策課 電話 0766-22-2144

・ 送風機の貸出

床下乾燥用の送風機貸出サービスがあります。

※台数に限りがあります

【問合せ先】高岡市社会福祉協議会 電話 0766-23-2917

・ 消石灰支援

単位自治会ごとに、必要な数量を支給します。

【問合せ先】環境政策課 電話 0766-22-2144

・ 土のう袋支給

単位自治会ごとに、必要な数量を支給します。

【問合せ先】環境政策課 電話 0766-22-2144

https://www.city.takaoka.toyama.jp/gyosei/kurashi_tetsuzuki/gomi_recycle/1/14205.html

【氷見市】

○災害ごみの処理

災害ごみ持ち込みの際の注意事項

- ・ ご利用の場合は、り災証明書またはり災証明申請書の写しが必要です。
- ・ 災害ごみは、**必ず分別**をして持ち込んでください。
- ・ 事業所の一般廃棄物は持込できます。ご利用の場合は、【事業者向け】被災届出証明書が必要です。

※ 災害ごみとして持ち込める「がれきや土砂などが混在したごみ」は、住宅敷地内に流入したものに限りです。必ず「土のう袋」に入れて持ち込んでください。（トラックに平積みされたごみはお受けできません。）

<https://www.city.himi.toyama.jp/gyosei/soshiki/kankyo/1/1/15198.html>

災害ごみ仮置場

場所 ふれあいの森 第2駐車場（氷見市鞍川43番地1）

受入期間 令和8年9月1日（火曜日）以降

・ 午前9時～11時

・ 午後1時～3時

※次の日は受け入れていません。

9月9日（水）、14日（月）、16日（水）、24日（木）

25日（金）、28日（月）、30日（水）

持ち込み時のお願い

災害ごみは必ず分別してください。

詳細は添付ファイルをご確認ください。

<https://www.city.himi.toyama.jp/material/files/group/18/saigaigomi20260901-2.pdf>

持ち込みの際は、誘導員の案内に従ってください。

【問合先】環境保全課 電話 0766-74-8065

○災害ごみの処理手数料無料

高岡広域エコクリーンセンター及び不燃物処理センターで受入可能な災害ごみについて処理手数料を減免して無料

【問合先】環境保全課 電話 0766-74-8065

○浸水被害を受けた住宅への送風機を無料で貸出します！

浸水被害に遭われたご家庭向けに、送風機の貸出を行います。

貸出場所：氷見市災害ボランティア・支えあいセンター

（氷見市中央町12-21 氷見市いきいき元気館内）

受付時間：10:00～16:00（土日・祝日含む）

期間/台数 貸出日から14日間／1世帯2台まで

○家屋の清掃用消毒薬の配布

家屋が浸水された方に、清掃用消毒薬を配布します。

※マスク、作業用手袋、古タオルも配布します。

※り災証明書の申請の有無に関わらず配布します。

【配布時間】 平日9:00～17:00

【配布場所】 健康・医療対策課（いきいき元気館）

※市役所窓口でり災証明を申請する方には、申請時に市役所窓口で配布

○被災した家屋での感染症対策に気を付けましょう！

浸水した家屋の感染症対策を行いましょう！

【感染症予防のためには、清掃と乾燥が最も重要です！】

清掃が不十分では、消毒の効果を発揮できません。

https://www.city.himi.toyama.jp/material/files/group/2/R8_kaokushoudoku.pdf

[目次に戻る](#)

8 生活必需品の給与・貸与

- 災害救助法適用市町村において、災害により住家が「半壊」以上または「床上浸水」の被害を受け、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することが出来ず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に対して行うものです。

【対象品目】

- ・ ① 被服
- ・ ② 寝具
- ・ ③ 衛生用品
- ・ ④ 台所用品
- ・ ⑤ 掃除・洗濯用品
- ・ ⑥ 熱中症対策用品（エアコンは対象外）
- ・ ※スポットクーラーの貸与はご相談ください。

【費用の限度額】

区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上の加算額
全壊	20,900 円	26,900 円	39,900 円	47,600 円	60,300 円	1人につき 8,800 円
大規模半壊 中規模半壊 半壊 床上浸水	6,900 円	9,200 円	13,800 円	16,800 円	21,100 円	1人につき 3,000 円

- 詳しくは、各市町村担当窓口へお問い合わせください。

市町村	窓口	電話番号
高岡市	社会福祉課	0766-20-1367
氷見市	福祉介護課	0766-74-8111

[目次に戻る](#)



お金のこと

9 見舞金等の支給

【知事見舞金】

住家の全壊世帯・半壊世帯に対し、見舞金を支給します。

○根拠：県内市町村の被災世帯に対する災害見舞金支出基準

○支給額：全壊世帯 10 万円、半壊世帯5万円

問い合わせ先：厚生企画課（076-444-3196）

【氷見市】

災害見舞金の支給

○支給額：全壊世帯 10 万円、半壊世帯5万円、床上浸水世帯 2 万円

問い合わせ先：福祉介護課（0766-74-8111）

[目次に戻る](#)

10 災害援護資金の貸付

災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。

○根拠：災害弔慰金の支給等に関する法律

○受給者：負傷又は住居、家財に被害を受けた者

○貸付限度額：350万円

問い合わせ先

市町村	窓口	電話番号
高岡市	社会福祉課	0766-20-1367
氷見市	福祉介護課	0766-74-8111

[目次に戻る](#)

11 生活福祉資金の貸付

災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、県社会福祉協議会が民生委員、市町村社会福祉協議会の協力を得て、福祉資金を貸し付けます。

(1) 災害を受けたことにより臨時に必要となる経費

○貸付対象者：低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯）

○貸付限度額：150万円以内

○償還期間：6月以内の措置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

○利率：無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年 1.5%

(2) 災害を受けたことにより住宅の補修、改築等に必要な経費

○貸付対象者：低所得者世帯、障害者世帯又は高齢者世帯（日常生活上療養又は介護を要する65歳以上の高齢者が属する世帯）

○貸付限度額：250万円以内

○償還期間：6月以内の措置期間（災害の状況に応じて2年以内）経過後7年以内

○利率：無利子。ただし、連帯保証人がいない場合は年 1.5%

県・市社会福祉協議会名	所在地	電 話
富山県社会福祉協議会	富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）内	076-432-2958
高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町1丁目7番30号	0766-23-2917
〃 福岡支所	高岡市福岡町大滝22番地	0766-64-8114
氷見市社会福祉協議会	氷見市鞍川975番地	0766-74-8407

[目次に戻る](#)

1 2 災害復旧資金の貸付（富山県勤労者生活資金融資制度）

- ◆ 災害により被害を受けられた勤労者又はその家族に対して、下記のとおり住宅及び生活の復旧等に必要な資金の貸付が行われます。

詳しくは、富山県内の北陸労働金庫各支店にお問い合わせください。

富山県勤労者生活資金融資制度の概要

区 分	内 容
対象者	富山県内に居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している者
融資限度額	150 万円
融資利率	年 2.2%
返済期間	5 年以内

返済方法	元利均等割賦返済 (月賦返済又は月賦と半年賦併用返済の選択制です)
担保	不要
取扱窓口	富山県内の北陸労働金庫各支店
保証	(一社)日本労働者信用基金協会の保証 (保証料はご本人負担で、年 0.5% です。なお、(公財) 富山県労働福祉基金において 0.3%相当を助成します)

[目次に戻る](#)

1 3 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。
【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353 (通話料無料)
受付時間： 9時～17時 (祝日及び年末年始を除く)
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

1 4 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み(自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン)があります。
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。
借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。
【全国銀行協会相談室】
ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772
受付時間：平日9時～17時 (祝日及び銀行の休業日を除く)



- ・ 自然災害で被災された皆さまへ (チラシ)

https://www.zenginkyo.or.jp/fileadmin/res/topic/disaster202608-2/disaster202608-2_leaf_1.pdf

- ・ 自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (チラシ)

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf

[目次に戻る](#)



役所の手続きのこと

1 5 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
高岡税務署（高岡市博労本町5番30号）	0766-21-2501	高岡市、氷見市、射水市

[目次に戻る](#)

1 6 県税の特別措置

- ◆ 災害により事業用資産や住宅・家財、不動産、自動車に損害を受けた場合には、個人事業税、不動産取得税、自動車税が減免される場合があります。また、申告・納付等の期限の延長などを受けることができる場合があります。
- ◆ 詳しくは、下記の担当部署にお問い合わせください。

機関名	内 容	問い合わせ先
富山県総合県税事務所 （富山市舟橋北町1-11（富山県総合庁舎内））	個人事業税について	課税第一課 （076-444-4506）
	不動産取得税について	課税第二課 （076-444-4505）
	納税の猶予について	納税課 （076-444-4508）
自動車税センター（富山市新庄町馬場39-6）	自動車税について	代表（076-424-9211）

[目次に戻る](#)

17 市町村税等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

18 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法適用地域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。
減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、契約している事業者にご確認ください。
- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

【高岡市】

床上・床下浸水等により、建物や敷地内の清掃に水道水を使用した場合に水道使用量が減免される場合があります。

対象者は、罹災調査を受けた方で被害が認められた方です。

お手続きは必要ありません。罹災証明書の交付情報をもとに、事前に上下水道料金の一部を減免して請求します。

問い合わせ先：上下水道局水道料金センター（0766-20-1616）

【氷見市】

床上・床下浸水等により、住宅の清掃等に水道水を使用したため、通常の使用水量より多くなった水量に対し、水道料金・下水道使用料の一部を減免します。

1.減免対象者

令和8年8月大雨で床上・床下浸水等の被害により、罹災調査を受けた方で被害が認められた方

2.減免対象月

令和8年9月、10月及び11月検針分（8月、9月及び10月使用分）

3.減免内容

前年同期（令和7年8月使用分・9月使用分・10月使用分）と前3か月平均（令和8年5月～7月使用分）の使用水量を比較して少ない水量（以下、実績水量という）を認定水量とし、認定水量を超えた水量を減免します。

〈減免の対象とならない場合〉

- ・当該検針月の使用水量が、実績水量より少ない場合
- ・当該検針月の使用水量が、基本水量（1カ月で8立方メートル）の範囲内の場合
- ・水道水以外の使用水量の認定により下水道使用料が算定されている下水道のみの使用の場合

4.申請方法

個別のお手続きは必要ありません。

り災証明書の交付情報をもとに、上下水道料金の一部を減免します。

り災証明書の交付時期によっては減免されずに請求する場合があります。交付情報が確認され次第、還付等の手続きを行わせていただきます。

5.検針連絡票（今回の使用水量のお知らせ）について

減免対象期間の検針連絡票に記載される上下水道料金の請求予定金額は、減免されていない金額となります。上下水道料金は納入通知書等でご確認ください。

問い合わせ先：上下水道課（0766-74-8206）

◆ 電気

【北陸電力 お客様サービスセンター】

0120-776453（月～金／9～17時〔祝日・年末年始除く〕）

（注）北陸電力以外の新電力と契約している場合には、契約している事業者にご確認ください。

（停電・電気の設備に関するお問い合わせ）

【北陸電力送配電 ネットワークサービスセンター】

0120-837-119（365日24時間受付）

◆ ガス、電話

事業者名など		電話番号
日本海ガス (富山市城北町2番36号)	お客さまコールセンター	0570-024-077 又は076-442-0770
高岡ガス (高岡市内免2丁目1番43号)	お問い合わせ	0766-22-0709
N T T 西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
N T T ドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
a u	a u 携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)
楽天モバイル	お申し出先	050-5212-6915

- ◆ N H K では、災害救助法適用地域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2 か月間、受信料が免除になります。

詳しくは N H K (0570-077-077 9:00~18:00 ご利用になれない場合050-3786-5003 (有料)) にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

19 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構ねんきんダイヤル (0570-05-1165) [月曜 8:30~19:00、火曜~金曜 8:30~17:15、第2土曜 9:30~16:00]にお問い合わせください。

- ◆ 市の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
高岡年金事務所 (高岡市中川園町11-20)	0766-21-4180	高岡市、氷見市、射水市	同左	—

[目次に戻る](#)

20 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
富山地方法務局 (富山合同庁舎)	076-441-0550	富山市、中新川郡
高岡支局（高岡市中川1-5-22）	0766-22-2327	高岡市、氷見市、射水市

受付時間：平日8:30～17:15

[目次に戻る](#)

21 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合には、再交付の手続きができます。詳しくは、富山県運転免許センター（076-441-2211（内線731-234・235））に お問い合わせください。

[目次に戻る](#)

22 雇用保険の特別措置等について

- ◆ ハローワークに来所できない場合は「失業の認定日の変更」ができます
指定された失業の認定日にやむを得ずハローワークに来所できなかったときは、来所可能な日に失業の認定日を変更することができます。事前の申し出ややむを得ない理由を証明する書類は不要です。
失業の認定日に来所できなかった方は、来所日の前日までの失業認定を一括で行います。
やむを得ない場合は応募等の求職活動実績がなくても支給されます。

◆ 管轄以外のハローワークでも失業認定の手続きができます

居住地を管轄するハローワークに来所できないときは、その他のハローワークで基本手当の受給手続きを行うことができます。

受給手続きに必要な確認書類がない場合でも手続きを行うことができます。

◆ 災害時における雇用保険の特別措置があります

事業所が本災害により被害を受け、一時的に離職した場合に雇用保険の基本手当を受給できる特別措置があります。

該当するのは、災害救助法の適用を受ける市町村に所在する事業所に雇用される方で事業所が災害を受けやむを得ず休業することになったため一時的に離職を余儀なくされ、離職前の事業主に再雇用されることが予定されている方です。

＊ 制度利用時の留意事項 ＊

本特別措置を利用して失業給付の支給を受けた方については、雇用保険被保険者資格を取得しても、当該離職前の雇用保険被保険者であった期間は通算されませんので制度利用に当たってはご注意ください。

ご不明な点はお近くのハローワークにお問い合わせください。

名称	郵便番号・所在地	電話番号・FAX	管轄区域
富山公共職業安定所	〒930-0857 富山市奥田新町45 【月・水・金】8:30～17:15 【火・木】8:30～18:00（※） （※17:15～18:00は職業相談窓口のみ）	TEL：076-431-8609 音声ガイダンスによる電話案内実施 FAX：076-443-1552	富山市
高岡公共職業安定所	〒933-0902 高岡市向野町3丁目43-4	TEL：0766-21-1515 音声ガイダンスによる電話案内実施 FAX:0766-26-0612	高岡市、射水市
魚津公共職業安定所	〒937-0801 魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎1階	TEL：0765-24-0365 FAX：0765-24-6100	魚津市、黒部市、下新川郡
砺波公共職業安定所	〒939-1363 砺波市太郎丸1-2-5	TEL：0763-32-2914 FAX：0763-33-1401	砺波市、南砺市、小矢部市※1
砺波公共職業安定所 小矢部出張所	〒932-8508 小矢部市綾子5185	TEL：0766-67-0310 FAX：0766-67-3476	小矢部市※2
氷見公共職業安定所	〒935-0023 氷見市朝日丘9-17	TEL：0766-74-0445 FAX：0766-74-0031	氷見市
滑川公共職業安定所	〒936-0024 滑川市辰野11番地6	TEL：076-475-0324 FAX：076-475-9097	滑川市、中新川郡

※1 事業主が行う雇用保険の手続や求人申込等は、砺波公共職業安定所となります。

※2 求職者が行う雇用保険の手続は、小矢部出張所となります。

[目次に戻る](#)



民間の手続きのこと

2 3 損害保険の取扱い

◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ ご契約の損害保険会社
- ・ 一般社団法人日本損害保険協会
そんぽ A D R センター 03-4332-5241（全国共通）
受付時間 平日9：15～17：00（祝日・休日、12/30～1/4を除く）

◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・ 自然災害損保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-501-331（I P 電話からは03-6836-1003（有料））
受付時間 平日9：15～17：00（祝日・休日、12/30～1/4を除く）

[目次に戻る](#)

2 4 生命保険の取扱い

◆ 各生命保険会社では、災害救助法適用地域の被災契約者の契約について、
①保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）、②保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。

詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・ 生命保険協会生命保険相談所
電話 03-3286-2648
受付時間 平日9:00～17:00（土日祝日、年末年始を除く）
- ・ かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950
受付時間 平日 9：00～17：00

[目次に戻る](#)

25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用地域の被災者等に対して、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しに応じています。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420

[目次に戻る](#)

26 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。詳細は、法テラスにお問い合わせください。

- ・法テラス富山

ナビダイヤル 0570-078351（ＩＰ電話等の場合 050-3383-5480）

受付時間 平日9：00～17：00

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。

- ・法テラス・サポートダイヤル

ナビダイヤル 0570-078374（ＩＰ電話等の場合 03-6745-5600）

受付時間 平日9：00～21：00、土曜日9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）

[目次に戻る](#)



医療・健康のこと

27 医療機関の受診

- ◆ 被災により保険証を紛失又はご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で

- ・氏名
- ・生年月日
- ・連絡先
- ・住所

等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ富山支部076-431-6155、国保は市町村）、各医療機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

28 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談をお受けしています。

名称	電話番号
こころの電話（富山県厚生部心の健康センター） 相談受付時間：平日9：30～17：00（年末年始・祝日を除く）	076-428-0606
こころの電話（富山県厚生部心の健康センター） 相談受付時間：平日17：00～翌9：30、土日祝日、年末年始	0570-074-333
NPO法人富山カウンセリングセンター 相談受付時間：毎日16：00～23：00（受付22:30まで）	076-492-6635
よりそいホットライン （一般社団法人社会的包摂サポートセンター） 24時間通話料無料	0120-279-338

[目次に戻る](#)



教育のこと

29 学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、

- 1) 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用
- 2) 奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出
- 3) 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

・奨学金相談センター

ナビダイヤル 0570-666-301（IP電話等の場合03-6743-6100）

受付時間 平日9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く）

1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

[目次に戻る](#)

30 教科書、学用品の給与

【富山県】

- 災害救助法適用市（高岡市、氷見市、小矢部市、射水市）において、今回の大雨により、教科書や学用品の喪失若しくは損傷等により使用することができず、就学上支障のある児童生徒を対象に教科書や学用品を支給します。

問い合わせ先：教育みらい室小中学校課（076-444-3443）、教育みらい室
県立高校課（076-444-3448）、学術振興課（076-444-3159）

【氷見市】

- 床上浸水により喪失若しくは損傷し、学用品を使用することができなくなった児童生徒に対して、必要な学用品を給与します。

問い合わせ先：学校教育課 0766 74-8213

[目次に戻る](#)



事業者の方へ

31 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 令和8年8月27日からの大雨に伴う災害で被災した中小企業者の方々を対象とした特別相談窓口があります。

【富山県】

「大雨災害に伴う金融特別相談窓口」

場所：富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課内（富山県庁東別館4階）

電話：076-444-3248

メール：achiikisangyoshinko@pref.toyama.lg.jp

対応日時：8時30分～17時15分（土曜日・日曜日・祝日を除く）

[目次に戻る](#)

32 災害対応資金

- ◆ 富山県では、災害救助法の適用を受けた災害等において被災した中小企業者を対象とした融資制度「災害対応資金」を設けております。

「令和8年8月27日からの大雨に伴う災害」の災害救助法適用を受けた被災中小企業者を本制度の融資対象に適用します。

○対象

令和8年8月27日からの大雨による災害において被害を受けた県内全域の
中小企業者

(※) ご利用には市町村の発行するり災証明書（被災届出証明書等を含む）の提出が必要です。

○資金使途 運転資金・設備資金 ※事業の再建・復旧に必要な経費

○融資限度額 1 億円

○融資利率 年1.55%以内

○融資期間 10 年以内（据置期間5 年以内）

○保証料率 年0.35%～1.05%（保証必須）

お問い合わせ先： 経営支援課 電話 076-444-3248

[目次に戻る](#)

3 3 農林水産業者に対する支援

- ◆ 富山県では、令和8年8月27日からの大雨により被害を受けた農林水産業者を対象とした相談窓口を設置しています。

農業に関する相談

相談先	電話番号	開設時間
新川農林振興センター 担い手支援課	0765-52-0268	平日8:30～17:15
富山農林振興センター 担い手支援課	076-444-4521	
高岡農林振興センター 担い手支援課	0766-26-8474	
氷見サテライトデスク（氷見市庁舎内）	080-1006-7929	平日9:00～16:30
砺波農林振興センター 担い手支援課	0763-32-8111	平日8:30～17:15
広域普及指導センター	076-429-5043	
県農業経営課 金融助成係	076-444-3273	平日8:30～17:15
県内各農業協同組合 本店	—	平日の営業時間内
農林中央金庫富山支店 企画推進班	076-445-2510	平日8:50～17:10

農地・農業用施設（用排水路等）の被災に関する相談

相談先	電話番号	開設時間
新川農林振興センター指導課	0765-22-9138	平日8:30～17:15
富山農林振興センター指導課	076-444-4468	
高岡農林振興センター指導課	0766-26-8443	
砺波農林振興センター指導課	0763-32-8125	
氷見市土地改良区	0766-91-0083	
高岡農林振興センター氷見専用窓口	070-4368-0789	

林業に関する相談

相談先	電話番号	開設時間
新川農林振興センター森林整備課 林政・普及班	0765-22-9143	平日8:30～17:15
富山農林振興センター森林整備課 林政・普及班	076-444-4476	平日8:30～17:15
高岡農林振興センター森林整備課 林政・普及班	0766-26-8454	平日8:30～17:15
砺波農林振興センター森林整備課 林政・普及班	0763-32-8131	平日8:30～17:15
森林政策課みどり企画係	076-444-3384	平日8:30～17:15
農林中央金庫富山支店 北陸営業班	076-445-2505	平日8:50～17:10

水産業に関する相談

相談先	電話番号	開設時間
県水産漁港課経営係	076-444-3291	平日8:30～17:15
農林中央金庫富山支店 北陸営業班	076-445-2505	平日8:50～17:10

公庫資金に関すること※農林水産業共通

名称	電話番号	受付時間
日本政策金融公庫 富山支店 農林水産事業	076-441-8411	平日9:00～17:00

◆ 融資制度

〔農林漁業共通〕

農林漁業セーフティネット資金（公庫資金）

対象経費：災害等による被害から経営の再建に必要な資金及び災害等により減少した収入の補填に充てるための資金

貸付限度：600万円又は年間経営費等の12分の6

貸付利率：2.00%～2.95%（利率はR8.8.20現在）

農林漁業施設資金（公庫資金）

対象経費：農林漁業施設等の復旧を行うために必要な資金

貸付限度：負担額の80%又は1施設当たり300万円のいずれか低い額

貸付利率：2.00%～3.20%（利率はR8.8.20現在）

〔農業関係資金〕

農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）（公庫資金）

対象経費：認定農業者が災害等のため必要となる長期資金及び施設等を復旧するための設備資金

貸付限度：個人3億円（法人等10億円）

貸付利率：2.00%～3.20%（利率はR8.8.20現在）

農業近代化資金（農協関係資金）

対象経費：施設、農地等の復旧に要する資金

貸付限度：個人1,800万円（法人等2億円）

貸付利率：認定農業者2.00%～2.95%、その他3.20%（利率はR8.8.20現在）

農業振興資金（農業経営安定資金）（農協関係資金）

対象経費：農業経営の安定のために必要と認められる資金（災害等により経営資金の不足をきたしている場合）

貸付限度：原則1,000万円（特認2,500万円）

貸付利率：3.20%（利率はR8.8.20現在）

〔漁業関係資金〕

漁業近代化資金

対象経費：漁船建造資金及び漁具購入資金等の設備資金（借入額は貸付対象事業費の80%以内）

貸付限度：対象者ごとに設定（個人1,800万円～漁協等12億円）

貸付利率：3.20%（利率はR8.8.20現在）

漁業振興資金（漁業経営安定資金）

対象経費：漁業者が各年の操業開始時に必要な運転資金

貸付限度：原則1,000万円（特認2,000万円）

貸付利率：2.10%（利率はR8.8.20現在）

[目次に戻る](#)

3 4 雇用調整助成金

- ◆ 大雨等に伴う経済上の理由で 事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が 一時的に休業や教育訓練等を行って労働者の雇用の維持を図る場合に 休業手当、教育訓練・出向中の賃金の一部を助成します。

問い合わせ： 富山労働局 職業対策課 助成金センター TEL076-432-9162

[目次に戻る](#)



その他の情報

3 5 災害ボランティアについて

- 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。

ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

市	ボランティアによる支援の依頼窓口 (被災者の方)	ボランティア活動への参加を 希望する方の問合せ先
高岡市	高岡市災害ボランティアセンター (高岡市社会福祉協議会内) - 受付時間：9:00～16:00 - 受付電話：0766-23-2917 - 受付ファックス：0766-26-2379 (聴覚障害者専用)	ボランティアとして活動を希望し てくださる方の申し込みは 高岡市 災害ボランティアセンター (外部 リンク) のホームページの「ボラ ンティア活動の流れ」から事前登 録をお願いします。 https://takaoka-vc.jimdofree.com/
氷見市	氷見市災害ボランティア・支えあい センター (氷見市社会福祉協議会) 電話番号：090-5687-2202 090-5687-2203 窓口：氷見市いきいき元気館 (氷見市中央町12-21) 受付時間：10:00～16:00 (土日祝日含む)	※現在、ボランティア活動をお願いでき るよう、準備中です。 まず、ボランティア活動に参加いただ ける方は、「事前登録」をお願いします。 詳しくは、「氷見市ボランティア・支え あいセンター」特設ページをご覧ください。 https://himivc-toyama.jimdofree.com/

- 富山県では、県内で大規模災害が発生した際に、その復旧期の被災者の生活支援・復興支援等の活動を行う団体・グループを対象に、支援活動に必要な活動費等を補助する「富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金」制度を実施しています。

▼問い合わせ先：富山県県民生活課（電話番号：076-444-3128）

<https://www.pref.toyama.jp/1711/kenminkyodo/volunteer/kenhojo.html>

- 内閣府（防災担当）では、災害時において支援に駆け付けるNPO・ボランティア団体等の被災者支援団体の交通費を補助するための特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）を設けております。

▼問い合わせ先：富山県県民生活課（076-444-3128）

<https://www.pref.toyama.jp/1711/kenminkyodo/volunteer/naikakufuv.html>

[目次に戻る](#)

36 外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

- 富山県 外国人 ワンストップ 相談 センター
Toyama Foreign Resident Support Center
<https://www.pref.toyama.jp/140631/kurashi/kyousei/kokusai/kj00007754.html>
TEL : 076-441-6330
▼トリオフォン（三者 通訳）
TEL : 076-441-5654、080-5852-2234
- 外国人 外国人 のための 災害 情報 提供 災害 情報 提供
http://www.tic-toyama.or.jp/life/disaster_information.html
- 富山 防災 WEB (force.com)
<https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/>
- 気象庁 多言語 ページ（Multilingual Information）（jma.go.jp）
<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>
- NHK WORLD-JAPAN
https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/multilingual_links/index.html
- 外国人 生活 支援 ポータルサイト
A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals
(Immigration Services Agency)
<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>
- 富山県 行政 書士会 外国 人材 受入 サポートセンター
<https://toyama-gyosei.org/>
TEL : 076-407-4808



[目次に戻る](#)